

品川区食品衛生法の規定に基づく営業許可の有効期間査定の取扱要綱

制定	平成13年	3月	7日	要綱第	18号
改正	平成17年	11月	9日	要綱第	92号
改正	平成18年	11月	1日	要綱第	141号
改正	平成21年	3月	10日	要綱第	77号
改正	平成26年	9月	30日	要綱第	127号
改正	平成27年	9月	28日	要綱第	492号
改正	令和3年	6月	1日	要綱第	217号

(目的)

第1条 この要綱は、食品取扱施設の営業許可に際し、公正な有効期間の査定について必要な事項を定め、もって営業許可関係事務の適切な処理を図ることを目的とする。

(査定方法)

第2条 食品衛生法施行条例（平成12年東京都条例第40号）第3条の規定による施設基準に合致したものについてのみ別表により年限決定の査定を行う。

2 具備する内容が2種以上に該当する場合、低い方によって査定する。

(有効期間の決定)

第3条 項目別に内容事項を査定し、次のように有効期間を決定する。

該当項目数	10から12項目まで	8年
〃	7から9項目まで	7年
〃	4から6項目まで	6年
〃	3項目以下	5年

(査定項目)

第4条 査定項目は次に定めるとおりとする。

- (1) 査定基準表の内容事項に該当せず、しかも記載事項と同等以上の目的効力があり、優良な材料によって作成され使用に際し設備当初の状態を長期にわたって保全できると認定できる場合は、その材料を記入のうえ査定するものとする。
- (2) 査定対象となる場所は、許可の対象となる場所をいう。
- (3) 建物は風雨にさらされる外側の部分で査定する。
- (4) タイルは普通タイル、クリンカタイル等でリノタイル、アスタイル、ビニタイルは含まない。
- (5) 冷蔵庫の内部の棚等は木製も認める。

(例外業種)

第5条 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の許可業種のうち、次のものについては、許可有効期間を次のとおりとする。

天ぷら船	5年
移動および臨時営業	5年
自動車による食品営業	5年
食品自動販売機	5年

付 則

- 1 この要綱は、平成13年3月7日から適用する。
- 2 この要綱の施行期日前に許可を受けたものにあつては、その有効期限満了日までは、なお従前の例によるものとする。

付 則

この要綱は、平成17年11月9日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

別表

有効期間査定基準表

建 物	鉄骨、鉄筋コンクリート、石材、ブロック、煉瓦造り
天井・内壁	コンクリート、モルタル、タイル、ステンレス等耐蝕性金属材
天井の構造	パイプ等は全て天井裏に収納され、天井面が平滑
床・腰張り	コンクリート、モルタル、タイル、石材、ステンレス等耐蝕性金属材
内壁・床の構造	内壁と床の接合部がR構造 腰壁がある場合には、接合上部が45度以下の取付構造
空調設備	機械による室温管理
洗浄設備	ステンレス等耐蝕性金属材、陶製、タイル、コンクリート
保管設備	ステンレス等耐蝕性金属材、コンクリート、石材、ブロック、煉瓦
冷蔵・冷凍設備	機械式でステンレス等耐蝕性金属材、コンクリート、タイル
製造・加工・調理販売設備	ステンレス等耐蝕性金属材、コンクリート、タイル、石材
給 水	水道法による水道水、小規模給水施設（原水が水道水のもの）
便 所	水洗式